

豊川市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法第11条に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所について、適正な措置を実施するため豊川市社会福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ただし、特別養護老人ホームに係る入所判定については、原則として介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないものとする。

(業務)

第2条 委員会は、豊川市社会福祉事務所長（以下「事務所長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を報告する。

- (1) 事務所長が入所を適当と認めるケースについて、その入所措置の可否を措置の基準に基づき総合的に判断すること。
- (2) 現に入所している者で、事務所長が入所要件に適合しないと認めるものについて、その入所継続の可否を措置の基準に基づき総合的に判断すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健所長
- (2) 医師
- (3) 老人福祉施設の長
- (4) 地域包括支援センター長
- (5) 福祉部次長
- (6) 福祉部介護高齢課を代表する者

(委員)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 委員会の会長は、福祉部次長とする。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開催することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部介護高齢課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。